

参 考 資 料

教職員の働き方改革について

目 次

国・県の通知と佐渡市の取組	1～2
第3次多忙化解消の取組（学校の取組）	3
佐渡市小中学校における勤務実態調査とそのまとめ・分析・情報提供（毎月）	4
教員の意識改革の参考となる資料や取組の紹介（毎月）	5
「佐渡市部活動の在り方に係る方針」（保護者・スポーツ関係団体向け）	6
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」	7
集団登校を保護者に任せた例などの情報提供	8
平成30年度佐渡市教職員の勤務実態（県との比較）	9
スクールサポートスタッフ配置に関する状況について	10～12
プール清掃業者委託	13
公会計化	13
留守番電話の設置	14
タイムカードの設置	15～16
校務支援システムの導入	17

国・県の通知と佐渡市の取組

年	国外・国の動向	県	佐渡市
平成 26 年	TALIS 「OECD 国際教員指導環境調査」 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長であった。		
平成 29 年	4月 文部科学調査 「教員勤務実態調査」 小学校教諭の約3割、中学校教諭の約6割は、1週間当たりの勤務時間が、厚生労働省が過労死の労災認定基準として定める「1か月当たり80時間以上の時間外労働」に相当する60時間以上に上っていることが明らかになった。増加主要因は、若手教師の増加、総授業時間数の増加、中学校における部活動指導時間の増加と分析された。 6月 閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太の方針) 教員の適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化などに触れ長時間勤務の状況を早急に是正することとした。 6月 教育再生実行会議「第十次提言」 「教師の業務負担の軽減は喫緊の課題」であるとし、「教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革を実質的にかつ着実に実行すること」を求めた。 8月 中央教育審議会 「学校における働き方改革に係る緊急提言」 ①校長及び教育委員会は、学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること ②すべての教育関係者が、学校・教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくこと ③国として、持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること	○第3次多忙化解消の取組について(通知 3月) ○「新潟県部活動実態調査」実施	○各校でアクションプログラム」の自校化 ○各校の勤務実態調査開始(6月～) ○部活動に関する話し合い(2回開催)
平成 30 年	2月 文部科学省 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」2月9日付け29文科初第1437号文部科学事務次官通知) 業務の役割分担・適正化に向けた方策などとともに、それらの実施に向け、スクール・サポート・スタッフや中学校での部活動指導員といった人的支援、学校給食費の徴収や管理業務の改善を含む2018年度予算案を示した。 3月 スポーツ庁 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	○第3次多忙化解消の取組について(通知 3月)	○各校の勤務実態調査

	7月 国「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定	○「新潟県部活動の在り方に係る方針」策定（5月）	○「部活動の方針」に関する話し合い（7・9月） ○「佐渡市部活動の在り方に係る方針」策定（10月）
平成31年・令和元年	1月 文部科学省 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」（平成31年1月25日付け30 文科初第1424号文部科学省初等中等教育局長通知） 【上限の目安時間】 ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。 ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。 3月 文部科学省 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」	○第3次多忙解消の取組について（通知 3月） ○スクール・サポート・スタッフ各市町村に1名配置	○部活動指導員委嘱（10名） ○各校の勤務実態調査 ○スクール・サポート・スタッフ（6月配置 真野小）
※昭和46年	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」制定 時間外労働が「自主的な活動」とされている点が指摘されている。この法に基づき公立学校の教員には、時間外勤務手当及び休日給が支給されない代わりに、給料月額4%に相当する教職調整額が支給されている。		

第3次多忙化解消の取組（学校の取組）

（平成30年・令和元年の県の通知より）

【平成30年】

◇学校の取組

- ① 教職員の出退勤時刻の記録に基づく主体的な業務管理や、タイムマネジメントによる勤務時間の管理
- ② 管理職による勤務時間の適正な管理と、面談等による指導
- ③ 業務内容の整理・統合・削除と組織的対応による、業務の負担軽減と業務時間の削減
- ④ 年次有給休暇の計画的な取得促進（昨年度比3日以上増を）
- ⑤ 部活動休止日週2日以上確保（県のガイドラインを遵守）

（「平成30年3月23日 教義第1885号 平成30年度における第3次多忙化解消の取組について（通知）」より）

【令和元年】

◇学校の取組

- ① 教職員一人一人が**時間外勤務一月45時間未満**等を目指し、限られた時間の中で業務を進めるよう工夫をする。
- ② 管理職のリーダーシップにより、学校が担う業務とそれ以外の業務の整理、役割分担等を進め、教材研究等の授業づくりに向けた業務時間を確保する。
- ③ 管理職に勤務時間の適正な管理と面談等による指導を一層進める。
- ④ 「部活動休止日を週2日以上確保」「年休取得日数を13日以上取得」等により、教職員一人一人がワークライフバランスを図り、常に心身ともに健康な状態で職場に立つ。

（「平成31年3月25日 教義第1760号 平成31年度における第3次多忙化解消の取組について（通知）」より）

佐渡市小中学校における勤務実態調査とそのまとめ・分析・情報提供（毎月）

回覧

勤務実態の調査結果報告（令和元年 4 月）

佐渡市教育委員会

佐渡市管内小・中学校の調査結果について報告します。

4 月より調査項目が、これまでの「60 時間越え」に加え、「45 時間越え」「80 時間越え」の 2 つが加わり、計 3 項目になりました。

1 週 38 時間 45 分の労働時間を越えて在校している時間が、1 月で **45 時間** を越える教職員の割合別学校数

単位（校）

割 合	小学校	中学校	計
0～20%	5	2	7
21～40%	4	3	7
41～60%	10	5	15
61～80%	3	3	6
81%以上	0	0	0

2 週 38 時間 45 分の労働時間を越えて在校している時間が、1 月で **45 時間** を越える教職員の職種別実数と割合

単位（人）

職 種	小学校	中学校	計
校 長	3	3	6
教 頭	16	11	27
教 諭	89	57	146
養護教諭	2	3	5
事務職員	6	3	9
栄養教諭等	0	1	1
臨時職員	2	3	5
計	118	81	199
割 合	42.4%	50.9%	45.5%

3 1 月で **60 時間・80 時間** を越える教職員の人数と割合

	60 時間を超える教職員数と割合	80 時間を超える教職員数と割合
小学校	60 人 (21.6%)	19 人 (6.8%)
中学校	35 人 (22.0%)	18 人 (11.3%)
計	95 人 (21.7%)	37 人 (8.5%)

60 時間越えの割合は、昨年度の同月は 35.9% でした。

よって **14.2** ポイント改善されました。

各教職員が自校の実態を把握し、今後へ生かすために、自校はどこに

教員の意識改革の参考となる資料や取組の紹介（毎月）

回覧

多忙化解消に向けての参考資料

（教職員のみなさんに少しでもお役に立てれば幸いです。）

○今月の事務処理能力向上のための法則

完璧主義におちいらない

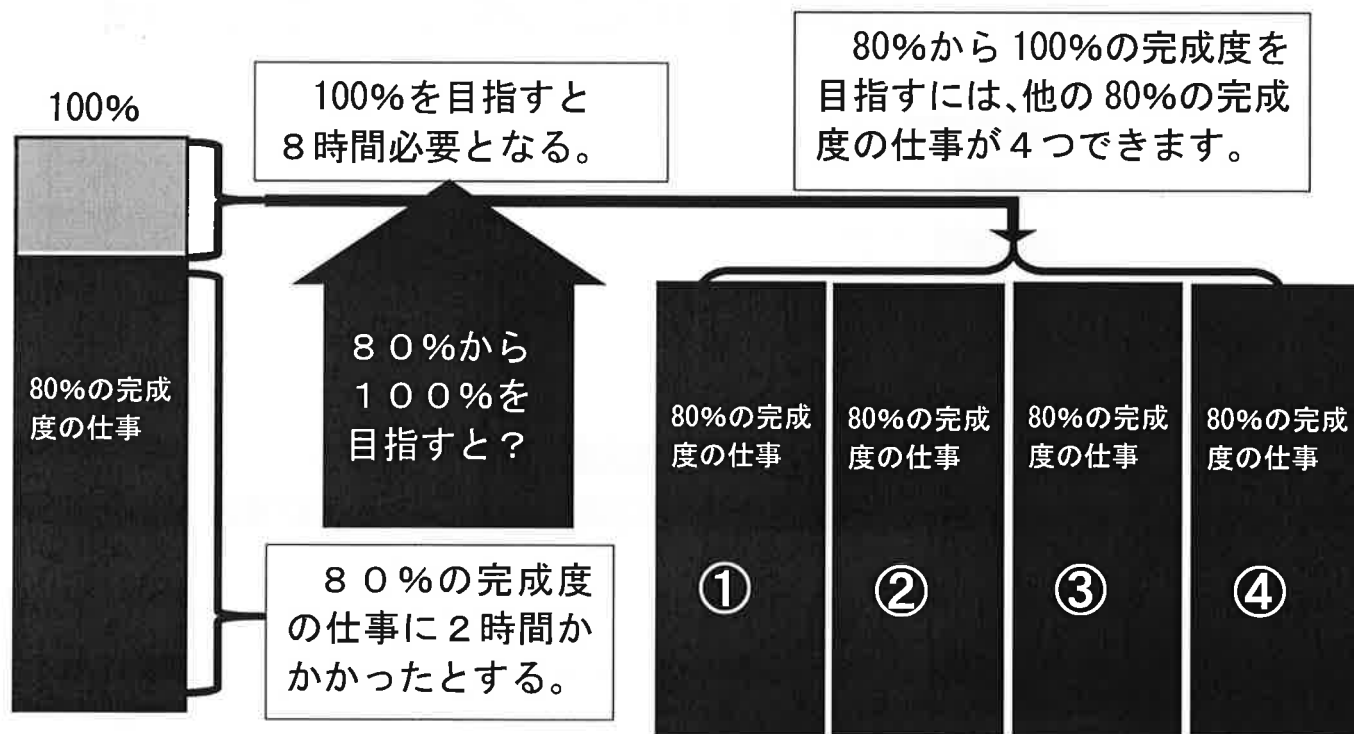
80%の完成度を目指して仕事をするとします。その時に費やす時間は、パレートの法則から、100%の完成度を目指した時の全体の20%で済みます。

では、80%の完成度からさらに100%の完成度を目指すと、残り20%の完成度を上げるために、時間はどのくらいかかると思いますか？

実は、それまでにかった4倍の時間を費やすことになります。

例えば、80%の完成度を目指した仕事で、2時間費やしたとします。それを、100%の完成度を目指すとなるとあと8時間必要となります。80%から100%への完成度を目指すには、他の80%の完成度の仕事を1つではなく、4つもできることになります。

時代が変わり、アンケートや事務処理、学級だより作成など、多種多様な仕事が増えてきています。完璧主義に陥ると仕事を効率的にこなすことができなくなります。たしかに100%を目指すさなければいけない業務（いじめ問題の解決など）もあります。仕事の軽重を付けてきませんか。



費やす時間（例）

「佐渡市部活動の在り方に係る方針」（保護者・スポーツ関係団体向け）

資料

◇ オーバートレーニングに関する国際的な研究結果

研究結果 1

スポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、1週間16時間以上でより高くなるということが示された。
(カナダの研究)



研究結果 2

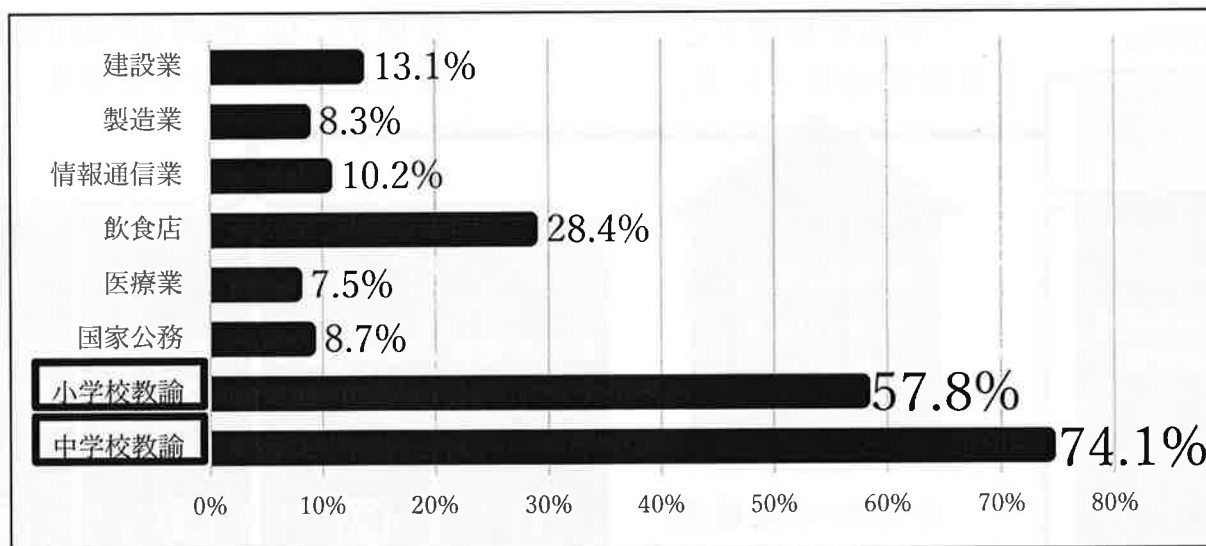
1週間あたりのスポーツ活動時間が、“年齢×1時間”より多い場合には、スポーツ外傷・障害、特に重いスポーツ障害が発生する可能性が高かった。
(アメリカの研究)

研究結果 3

疲労骨折で来院したアスリートのうち、71.3%が、週6日以上スポーツ活動を行っていた。
(日本の研究)

『公益財団法人日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」
(平成29年12月18日)』から

◇ 週60時間以上（≡月残業時間80時間以上≡過労死ライン）働いている割合



『小・中学校以外は「労働力調査（2016年度）」、小中学校は「教員勤務実態調査（2016年実施）」を参考に作成

各業界と比べると、教員は長時間過密労働となっています。長時間過密労働の原因には、「部活動指導の時間」が大きく占めています。全国で過労死が発生するなど、教員の「働き方改革」が、早急に必要となっている状態です。

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」

文部科学省が示した「働き方改革」の内容の一部

図表 1-2-3 これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

○これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方		
基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

図表 1-2-4 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例

○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例		
国	教育委員会等	各学校
・学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示 ・地域や保護者の理解のための資料提供 ・業務改善の取組の優良事例の提供 ・調査・統計、依頼事項の精選 ・民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ ・現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置 等	・所管する学校に対する業務改善方針計画の策定 ・事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進 ・独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選 ・学校の業務改善の取組に対する支援 ・ICT等業務効率化に必要な環境整備 等	・学校の重点目標、経営方針の明確化 ・関係機関や地域住民との連携の推進 等

（文部科学省 HP より）

集団登校を保護者に任せた例などの情報提供

回覧

多忙化解消に向けての参考資料

(教職員のみなさんに少しでもお役に立てれば幸いです。)

◇集団登校を保護者に任せた例

【富山県滑川市東部小学校の実践より】

「朝、集合時刻にいつも遅れている子がいる。」

「上級生が速く歩くので下級生がついていない。」

と、登校班でトラブルがあった場合、保護者は学校へ苦情を言うてくる。

学校が決めた班だから、当然である。

苦情がくるたび、町内担当者や生徒指導主任が、登校班を集めて個別に指導をしていた。

そこで、集団登校について次のような提案を行った。

◇集団登校をするかどうか保護者に希望をとる。

◇希望する保護者が我が子の班を編制する。

これらの提案について、校長とPTA会長の連名で文書を配布した。

この方式によって、保護者が班を決めるので、トラブルが起きても保護者同士で解決することになったのである。

混乱をさけるため、初年度は学校側が「登校班の案」を保護者に提示した。

その段階で、変更の要望が保護者からあれば受け付け、次のように伝えた。

ご要望の点については、当該班の保護者全員で検討してください。そして、学校へ結果を文書でお知らせください。

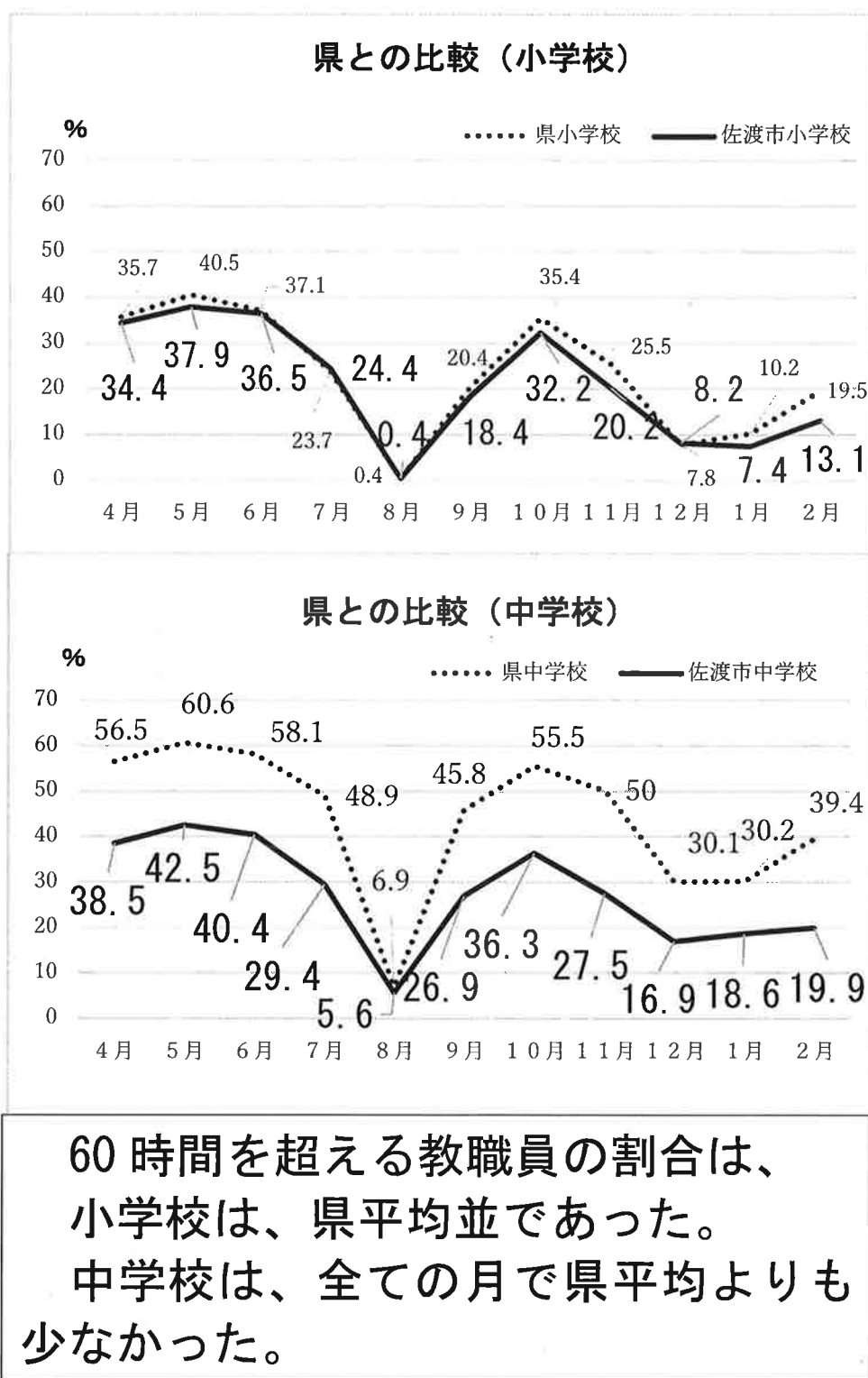
「全員で」というのが肝心である。そうしないと、後から「うちは聞いていない。」という家庭がでてきてもめるからである。

この制度になってから、学校へ持ち込まれる集団登校の苦情は激減した。

※引用参考文献「教室ツーウェイNEXT vol.9」(学芸みらい社)より

平成 30 年佐渡市教職員の勤務実態調査（県との比較）

週 38 時間 45 分の労働時間を超えて在校している時間が、1 月で 60 時間を超える教職員の割合（％）



佐渡市は、平成 29 年度に比べて「勤務時間外の在校時間が 1 割以上削減した教員数」の割合が、44. 5%と改善された。

スクールサポートスタッフ配置に関する状況について

1 スクールサポートスタッフの主な業務内容

- (1) 授業で使用する教材等の印刷や物品の準備
- (2) 教材・資料の整理
- (3) 宿題等の提出物の受け取り・確認
- (4) 小テスト等の採点補助
- (5) 学校行事・式典等の準備補助
- (6) 統計情報や校務支援システム等のデータ入力・名簿の作成補助
- (7) 電話対応・来客受付
- (8) 家庭への配付文書の印刷・仕分け等
- (9) その他（下の表に記入してください）

2 佐渡市の現況

(1) 真野小学校に配置（令和元年）

① 業務内容

スクールサポートスタッフの主な業務内容	真野小 S S S が実施している業務
①授業で使用する教材等の印刷や物品の準備	○
②教材・資料の整理	○
③宿題等の提出物の受け取り・確認	
④小テスト等の採点補助	○
⑤学校行事・式典等の準備補助	
⑥統計情報や校務支援システム等のデータ入力・ 名簿の作成補助	○
⑦電話対応・来客受付	
⑧家庭への配付文書の印刷・仕分け等	○
⑨その他（下の表に記入してください）	

② 成果

※令和元年6月11日より勤務開始

(ア) 「平成30年6月」と「平成元年6月」の1週間の勤務時間の比較（管理職含まない）

年度	人数	総勤務時間数	一人当たりの勤務時間
平成30年度	14人	792時間	56.6時間
令和元年度	16人	846時間	52.9時間

1週間で3.7時間削減をされた。

1月（月4週）に換算すると、14.8時間削減される。

(イ)「平成元年7月」の1か月間の勤務時間の比較（管理職含む）

年度	人数	月60時間超の人数	割合
平成30年度	16人	6人	37.5%
令和元年度	17人	4人	23.5%

昨年度の同月と比べ、割合で14ポイント改善された。

(ウ) 教職員の声

「今までプリントを印刷していた時間が、授業や生徒指導の時間、教材研究に専念できるようになった。」

「小学校体育連盟事務局をしているが、勤務時間外での水泳大会プログラムの製本から勤務時間内での製本終了となった。」など

3 今後に向けて

「4 資料」から分かるように国・県教委からの配置は難しい。配置されても1か校レベルある。

そこで、三条市（「4 資料（2）」）を参考に佐渡市の独自での人材確保ができないか。

「巡回スクールサポートスタッフ」と称し、まずは、曜日により勤務校を変えるシステムで実施してはどうか。1週間で5校を巡回できるようにする。

佐渡市・・・小学校 22校 5人 中学校 13校 3人 計8人

事務職員未配置校には週2日とするなど。

4 資料

(1) 県の配置人数及び配置校

番号	市町村	人数	配置校1	配置校2	配置校3	配置校4	配置校5
1	小千谷市	1	小千谷小				
2	新発田市	3	猿橋小	住吉小	御免町小		
3	三条市	3	嵐南小	一ノ木戸小	大崎学園		
4	上越市	3	春日小	有田小	南本町小		
5	長岡市	5	上川西小	大島小	越路小	黒条小	富曾亀小
6	燕市	2	燕西小	吉田南小			
7	柏崎市	2	柏崎小	比角小			
8	阿賀野市	2	水原小	安田小			
9	見附市	2	見附小	今町小			
10	妙高市	1	新井小				
11	胎内市	1	中条小				
12	魚沼市	1	小出小				
13	五泉市	2	五泉南小	村松小			
14	糸魚川市	1	糸魚川小				
15	南魚沼市	1	塩沢小				
16	加茂市	1	加茂小				
17	十日町市	1	東小				
18	村上市	1	村上南小				
19	佐渡市	1	真野小				

(2) 各市町村単位での取組

① 三条市

教育活動補助員（スクールアシスタント）

(ア) 配置人数 小学校 20校に51人 中学校 9校に23人 計74人

(イ) 予算 一人当たり年間120日分の予算を確保

1日4時間まで 雇用ではない

(ウ) 謝金 1日 3,000円

5 佐渡市の職員の仕事内容

佐渡市の庁務員と学校図書館事務職員の職務は以下のとおりである。

庁務員や学校図書館事務職員の業務がスクールサポートスタッフの業務と関連ができないか、また、時間帯などを区切ってスクールサポートスタッフとしての業務ができないか検討中である。

(1) 学校庁務員標準的職務

- ① 児童・生徒玄関、職員玄関、体育館入口の開錠と扉開放
- ② 玄関、校長室、職員室、印刷室、便所（職員・児童・生徒）、給食配膳室、物置、その他校舎内の指示された場所の清掃整理
- ③ 校地・校庭の環境整備、清掃、手入れ
- ④ 暖房及び火気の始末、危険物の管理・定期点検
- ⑤ 飲用湯の用意
- ⑥ 郵便物、電話、来客の取次ぎ
- ⑦ ごみの収集、搬出
- ⑧ 公用のための校外への庶務的業務
- ⑨ 校具、備品等の管理
- ⑩ 校舎、校具、備品の修理
- ⑪ 給食配膳等の給食準備、片付け
- ⑫ 文化祭、運動会等学校行事の諸業務
- ⑬ 連絡便等文書集配
- ⑭ 校舎のワックスがけ
- ⑮ 除雪作業
- ⑯ 災害、事故等の緊急業務
- ⑰ その他、特に指示された事項及び教職員が校務のために依頼したこと

(2) 学校図書館事務職員の職務

☆ 原則として図書室の運営、読書活動、図書館主任の業務補助に係る内容を行う。

- ① 図書室の運営（例）
 - ・ 図書室の整理整とん
 - ・ 図書の整理整とん
 - ・ 貸出業務（貸出業務補助）
- ② 読書活動（例）
 - ・ 読み聞かせ活動
 - ・ 本の紹介活動
 - ・ 図書室利用児童の管理補助
- ③ 図書館主任の業務補助（例）
 - ・ 図書の購入に係る業務の補助
 - ・ 図書台帳の管理業務の補助
 - ・ 図書委員会の活動補助

プール清掃業者委託 公会計化

1 学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務
「⑦ 校内清掃」 → プール清掃の業者委託など

2 基本的には学校以外が担うべき業務から

「③ 学校徴収金の徴収・管理」 → 学校給食費の公会計化

(1) 校給食費の徴収・管理業務の学校から地方公共団体への事務移管

学校給食費などの学校徴収金に関する業務（未納者への対応）が、教員の負担感の高い業務の1つとなっている（学校と教職員の業務実態の把握に関する調査研究（平成26年度文部科学省委託事業））ことから、これらの業務に係る負担軽減策を講じることは重要である。学校現場の負担軽減及び業務の適正化の推進の観点からは、学校給食費の徴収・管理業務の学校から地方公共団体への事務移管が求められている

内閣府においても、地方分権改革に関する提案募集により地方公共団体から提案のあった「学校給食費の公会計化及び児童手当からの強制徴収」の検討が進められている。同様に「学校給食費のコンビニエンスストア等での納付」についても提案があり、平成29年11月には文部科学省と総務省の連名で「学校給食費は、児童生徒が喫食する学校給食の対価として、物品売払代金に該当することから、学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託することができる」との通知があり、現行でもコンビニエンスストア等で納付するなど、徴収又は収納の事務を私人に委託することが可能であるという見解が示されたところである。

(2) 他市町村の取組におけるメリット

市から給付される児童手当から給食費を徴収する仕組みを確立した。

給食費の現金徴収事務がほぼ無くなり、また、未納者数も減少し、教職員の負担軽減につながった。

表1-2-3 これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方

○これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方		
基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

留守番電話の設置

1 文科相の通知より

保護者や外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。

(平成 30 年 2 月 9 日文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について (通知)」)

2 佐渡市の実態

- (1) 留守番電話の設置・・・「無し」
- (2) 保護者から電話・・・勤務時間を過ぎても電話かかってくる。
 - ① 内容 「忘れ物」「宿題等の確認」
「児童生徒の相談」
「PTA行事や学年行事等の打ち合わせ」
「学校へのクレーム」など
- (3) 時間外の救急事案
 - ① 救急車搬送事案
消防署→佐渡市教育委員会→校長
警察→保護者→学校→佐渡市教育委員会

3 全国の取組例

2 留守番電話の切り替え時間

区 分	留守番電話切り替え時間
平日	18:00～翌日7:30
土曜日・日曜日・祝日・学校閉庁日等	終 日 ※ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様。
長期休業期間中の平日	16:45～翌日8:15

※切り替え後は、応答メッセージが流れます。(メッセージは録音できません。)

3 留守番電話切り替え後の緊急連絡先

児童・生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、〇市役所までご連絡ください。教育委員会から各学校の管理職に連絡を取ります。

タイムカードの設置

1 適正な勤務管理の責務

- ・時間管理の好き嫌いの問題にあらず、労働時間を適切に管理する責務があることを労働基準法で定められているため。

「厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日）」

- ・自らの働き方を振り返り改善するため。
- ・万一、倒れたときや病気となった場合で、公務災害認定のときに必要となるから。
『妹尾昌俊氏（文部科学省学校業務改善アドバイザー）の講演資料の一部』より
- ・中央教育審議会の緊急提言から

教職員の意識改革を図るためにも「校長及び教育委員会は学校において『勤務時間』を意識した働き方を進めること」、「服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、I C T やタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること」（平成29年8月29日）

2 佐渡市の現状（勤務状況について）

（1）自己申告

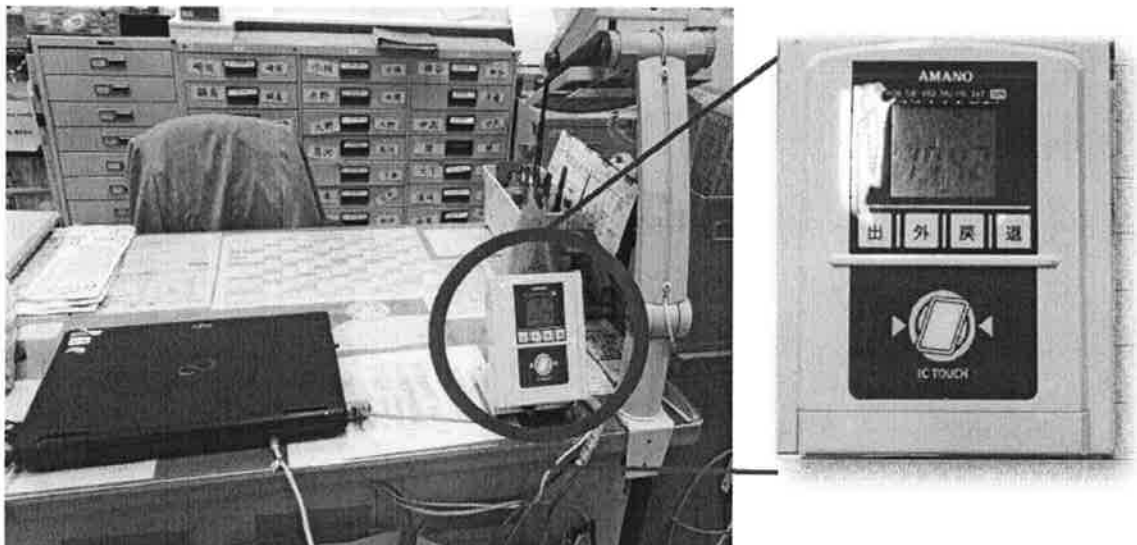
出退勤報告書を提出することになっているが、本人がエクセルを使って入力か、手書きで提出することになっている。

正確な報告であるとは断言できない。

（2）県教委への集計報告

管理職が教職員から提出された出退勤報告書を基に集計する。集計に時間を要する。

3 カードリーダー方式



カードをかざすだけ、出退勤時間が登録される。

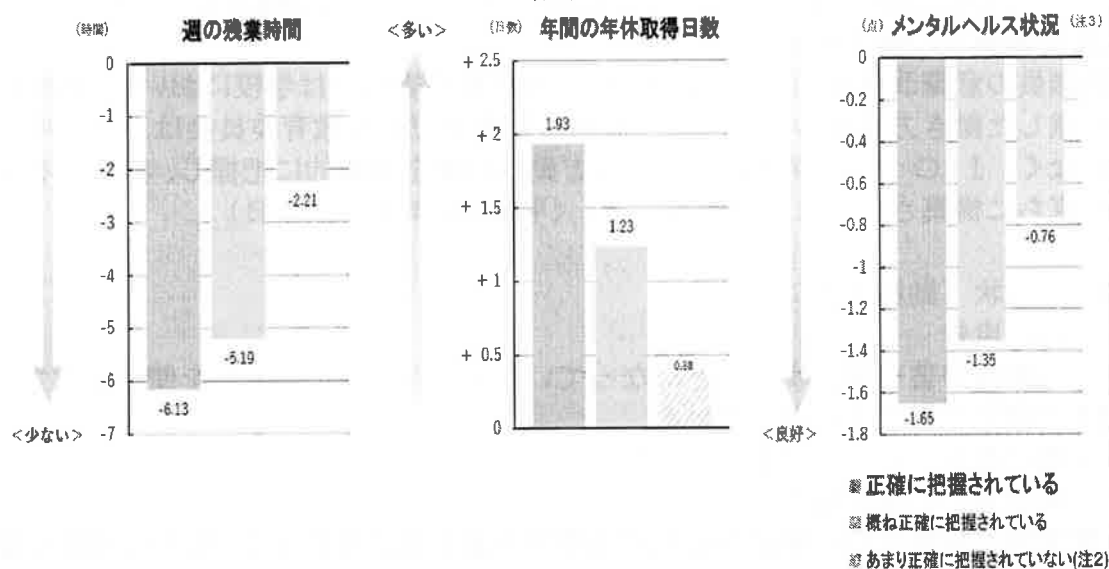
全教職員の集計も自動で行い、そのデータを教育委員会へ毎月提出している。

4 正確な勤務時間の把握によるメリット

勤務時間の把握に関する調査・分析

➤『労働時間を正確に把握すること』が、「残業時間の減少」、「年休取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資する。

労働時間把握の正確性が与える影響度【「正確に把握されていない」を0《基準》とした場合】
(注1)



(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)より

校務支援システムの導入

1 「統合型校務支援システム」について

(1) 定義

「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムである。

(2) メリット

情報システムの利用により校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理及び共有ができる点にある。統合型校務支援システムは、広く学校運営を支える情報基盤であるといえる。



2 文部科学省より

教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的な解決策の1つとして、統合型校務支援システムの導入がある。しかし、統合型校務支援システムの整備率は、平成29年3月1日時点で学校全体の48.7%に留まっており、依然として半数以上の学校で、統合型校務支援システムの導入が進んでいない現状がある。統合型校務支援システムの調達コストや運用コストを抑制し、統合型校務支援システムの整備の促進を図るための有効な方法の一つとして、「都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めることが重要である。

『統合型校務支援システムの導入のための手引き』（文部科学省 令和元年度作成）

図表 1-2-4 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例

○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例		
国	教育委員会等	各学校
- 学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示 - 地域や保護者の理解のための資料提供 - 業務改善の取組の優良事例の提供 - 調査・統計、依頼事項の精選 - 民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ - 現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置	- 所管する学校に対する業務改善方針計画の策定 - 事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進 - 独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選 - 学校の業務改善の取組に対する支援 - ICT等業務効率化に必要な環境整備	- 学校の重点目標、経営方針の明確化 - 関係機関や地域住民との連携の推進